

第760号

令和5年2月14日

公 告

長瀬産業健康保険組合  
理事長 山岡 徳慶



任意継続被保険者の標準報酬月額決定について

標記について、当組合の平均標準報酬月額は470,000円と決定しました

ので、ここに公告します。

適用期間 自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

以 上